

路外駐車場の換気装置に係る基準の緩和について（技術的助言）

平成28年 7月15日
国 都 街 第 4 6 号
都道府県、政令指定都市
駐車場担当部局長あて
国土交通省都市局街路
交通施設課長通知

本日、路外駐車場の換気装置に係る基準を緩和する「駐車場法施行令の一部を改正する政令」（平成28年政令第259号）が公布され、平成28年8月1日から施行されることとなったことを踏まえ、下記のとおり通知するので、貴職におかれては十分ご了知の上、適正な運用を図られるとともに、貴管下市町村（政令指定都市を除く。）に対しても、本通知の内容について周知方お願いしたい。

記

1. 改正の背景

（1）現行基準の内容

現行の駐車場法施行令第12条は「建築物である路外駐車場には、その内部の空気を1時間につき10回以上直接外気と交換する能力を有する換気装置を設けなければならない」と規定しているが、これは、換言すれば、1時間につき駐車場の容積の10倍の空気を処理できる能力の換気装置の設置を義務付けていたものである。

（2）現行基準の問題点

現行基準は昭和32年の駐車場法制定時に設けられたものであるが、自動車の環境性能の向上や次世代自動車の普及に伴い、自動車の排ガスは当時に比べて相当程度低減しており、過度の規制を強いるものとなっている。

また、現行基準は駐車場の容積を単位として規制を設定していたが、駐車場の天井高を高く設計した場合には、その分高い換気能力が要求されてしまうという問題もある。

2. 新基準について

（1）「路外駐車場の換気基準に関する検討委員会」における検討

本基準の見直しに当たっては、平成27年7月に「路外駐車場の換気基準に関する検討委員会」（座長：水野明哲工学院大学名誉教授）を立ち上げ、制度の運用実態等を踏まえて検討を進め、平成27年12月に「路外駐車場の換気基準に関する見直しの方向性」として以下の結論を得た。（注1）

- ① 換気装置の能力は、現行基準で要求している能力の半分程度とする。
- ② 駐車場の容積ではなく、駐車場の床面積を単位として規制を設定する方式に改める。

(2) 新基準の内容

上記①を踏まえ、現行基準では「駐車場の容積の10倍」の換気能力を要求しているところを、「駐車場の容積の5倍」相当の基準に緩和することとした。

加えて、上記②を踏まえ、「駐車場の容積の5倍」という規制内容を、床面積を単位とする規制内容に置き換えることとした。なお、置き換えに当たっては、駐車場の天井高を2.7mと設定した。

<計算式> (注2)

$$\begin{aligned} & \text{駐車場の容積 (m}^3\text{)} \times 10 \div 2 \\ = & \text{駐車場の容積 (m}^3\text{)} \times 5 \\ = & \text{駐車場の床面積 (m}^2\text{)} \times \text{駐車場の天井高 (m)} \times 5 \\ = & \text{駐車場の床面積 (m}^2\text{)} \times 2.7 \text{ (m)} \times 5 \\ \simeq & \text{駐車場の床面積 (m}^2\text{)} \times 14 \end{aligned}$$

以上により、新基準では、「駐車場の床面積1㎡当たり毎時14㎡の換気能力」を要求することとした。

このため、改正政令の施行後に設置される換気装置については、駐車場法第12条に基づく届出書の受理に当たって、新基準との適合を確認すること。

(注1) 検討の詳細については、国土交通省HP「路外駐車場の換気基準に関する検討委員会」(http://www1.mlit.go.jp/toshi/toshi_gairo_tk_000074.html)を参照のこと。

(注2) 「路外駐車場の換気基準に関する検討委員会」では、自動車のCO排出量や駐車場内のCO濃度などを設定し、上記とは異なる計算式により換気能力を算定しているが、結論としては同じになる。

3. その他

(1) 規制の単位

前述のとおり、新基準の規制の単位は「駐車場の床面積」であり、駐車のために供する部分(車室)のみならず、車路やスロープ等の部分を含む面積であることに留意すること。

(2) 自然換気(開口部換気)に係る基準の扱い

現行の駐車場法施行令第12条ただし書は、「窓その他の開口部を有する階でその開口部の換気に有効な部分の面積がその階の床面積の1/10以上であるものについては、この限りでない」と規定しており、自然換気(開口部換気)が期待できる場合に、換気装置の設置を免除できる例外規定が設けられている。

この自然換気に係る基準についても「路外駐車場の換気基準に関する検討委員会」において見直しの是非について検討を行ったが、自然換気は周囲の建物の状況や風速等によって左右されるほか、仮に基準を緩和した場合には、開口の配置等に

よっては自然換気が十分に働かなくなることも考えられるため、本基準については
特段緩和せず、現行のまま据え置くこととしたので、留意ありたい。

（３）換気装置の更新等

新基準は既設の路外駐車場にも適用されるものであるから、改正政令の施行後
に、換気装置の更新等により駐車場法第 12 条に基づく変更届出書を受理する場
合は、現行基準ではなく新基準との適合を確認すること。

（４）換気装置の運用

本基準では換気装置の能力を定めているが、運用時において常時最大稼働させる
ことを求めるものではなく、省エネ等の観点からは、駐車場内のCO濃度によるイ
ンバータ制御等を行うことが望ましい。このような場合において、駐車場内のCO
濃度は 25ppm 以下を保つように運用すること。

（５）建築部局等との連携

各自治体が定める建築基準法に基づく条例等において、新基準とは異なる基準が
適用されている場合があるので、建築部局等とも連携しつつ、適切に対応されたい。

別添 駐車場法施行令の一部を改正する政令（新旧対照表）

以 上

○ 駐車場法施行令（昭和三十三年政令第三百四十号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>（換気装置）</p> <p>第十二条 建築物である路外駐車場には、その内部の空気を床面積一平方メートルにつき毎時十四立方メートル以上直接外気と交換する能力を有する換気装置を設けなければならない。ただし、窓その他の開口部を有する階でその開口部の換気に有効な部分の面積がその階の床面積の十分の一以上であるものについては、この限りでない。</p>	<p>（換気装置）</p> <p>第十二条 建築物である路外駐車場には、その内部の空気を一時間に十回以上直接外気と交換する能力を有する換気装置を設けなければならない。ただし、窓その他の開口部を有する階でその開口部の換気に有効な部分の面積がその階の床面積の十分の一以上であるものについては、この限りでない。</p>